

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

(1) 「福島県母子寡婦自立支援計画」(平成17年度～平成21年度)

県においては、母子家庭及び寡婦世帯の自立や生活の安定・向上に向けた諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年3月に平成17年度から平成21年度までの5年間を計画期間とする「福島県母子寡婦自立支援計画」を策定し、母子家庭及び寡婦世帯の自立を支援するため取り組んできました。

(2) 「福島県母子家庭等自立支援計画」(平成22年度～平成26年度)

平成20年4月に、国は、「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を改正しました。県においても、母子家庭及び寡婦世帯さらには父子家庭を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、母子家庭等の自立のための施策を引き続き進めて行く必要があることから、平成22年3月、母子家庭等の自立に向けた支援をより充実・強化するため、「福島県母子寡婦自立支援計画」を「福島県母子家庭等自立支援計画（平成22年度～平成26年度）」として改訂しました。

(3) 計画の策定について（平成27年度～平成31年度）

こうした中、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波及び東京電力福島第一原子力発電所の事故による災害により本県は甚大な被害を受けました。

県では、本県の復興・再生に向けて、平成24年12月に「夢・希望・笑顔に満ちた“新生ふくしま”」を基本目標として掲げ、全ての県民が夢と希望を持ち、安全で安心な笑顔に満ちあふれた社会を目指す県の長期総合計画「ふくしま新生プラン」（計画期間：平成25年度～平成32年度）を策定しました。

また、平成24年9月、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が成立したこと等に伴い、平成25年3月、国は、「基本方針」について、母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）の父母の就業を確保するための特別の配慮等についての規定等を加え一部改正を行いました。

さらに、国は、平成26年4月、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改正（平成26年10月施行）し、関係機関の責務の創設、父子家庭を新たに支援対象とすることに伴う名称変更等、母子家庭等の生活の安定と向上のための措置の積極的かつ計画的な実施等の規定を創設しました。

そのほか、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、子どもの貧困に関する指標としてひとり親家庭の進学率及び就職率等が設定されました。

このようなひとり親家庭施策に関する様々な状況の変化を踏まえ、県では、引き続き、ひとり親家庭及び寡婦（以下「ひとり親家庭等」という。）の就業・自立に向けて支援体制を確立し、子どもの心身にわたる健やかな育成とひとり親家庭等の健康で文化的な生活の実現を目指すため、今回新たに計画を策定することとしました。

【この計画における用語の定義】

母子家庭（母子世帯）：離婚、死別等により配偶者のない女子が、20歳未満の児童を扶養している家庭（世帯）

父子家庭（父子世帯）：離婚、死別等により配偶者のない男子が、20歳未満の児童を扶養している家庭（世帯）

寡婦（寡婦世帯）：配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の児童を扶養していたことのある方（世帯）

ひとり親家庭：母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等：母子家庭及び父子家庭並びに寡婦世帯

2 計画の性格

- (1) 本計画は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条の規定に基づく自立促進計画として、本県がひとり親家庭等対策を総合的、計画的に推進するための基本指針とします。
- (2) 福島県総合計画「ふくしま新生プラン」のもとに策定される部門別計画として「福島県保健医療福祉復興ビジョン」があり、本計画は、その「福島県保健医療福祉復興ビジョン」のもとに策定される個別計画となります。

3 計画の期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としています。この間、社会情勢や国の施策動向などに変化が生じた場合は、見直しを行い、継続して自立を支援していきます。